

令和8年度 宮城県高等学校等育英奨学資金
被災生徒奨学資金奨学生募集
＜新規申請分＞



宮城県は、東日本大震災により被災し、現在においても経済的に修学困難である公私立の高等学校・中等教育学校（後期課程）・特別支援学校（高等部）・専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」）に在籍する生徒を支援するため、「被災生徒奨学資金」奨学生を募集します。

※ すでにこの貸付を受けている方は、今回募集の対象外です。（新規申請ではなく延長の手続きとなります）

1 募 集 期 間 令和8年 9 月 / 日（火） ～ 令和8年 9 月 9 日（水）
（上記期間内に学校へ提出してください。）

2 貸 付 対 象 者 保護者が宮城県内に住所を有し、東日本大震災により、福島第一原子力発電所災害地域で被災し、平成23年3月11日時点の居所が令和8年4月1日時点において帰宅困難地域になっており、東日本大震災を起因として修学が困難な状況にある生徒
○「修学が困難な状況にある」とは、次に該当する場合です。
「高等学校等育英奨学資金」の受給要件と同等の収入要件を満たす場合
※詳しい要件は、在学している学校へ確認願います。

3 保 証 人 保護者等1名が必要です。
※ 保証人は、独立の生計を営み、奨学生と連帯して債務を負担することができる者としてします。
（生活保護費受給者は、保証人になれません。）

4 貸 付 金 額 月額20,000円（年額240,000円）

5 貸付期間と貸付方法
貸付期間： 令和8年4月～令和9年3月
貸付方法： 年額を一括振込（11月予定） ※奨学生本人名義の預金口座に振入します。

6 申請に必要な書類
① ～ ④の用紙は、在学している学校から受け取ってください。
場合により、下記以外の書類も必要となることがあります。詳しくは学校の指示に従ってください。

ア 申請書等

	必要書類（全て原本）
全員共通	① 奨学資金貸付申請書 ② 奨学資金貸付申請確認書 ③ 誓約書 ④ 高等学校等育英奨学資金貸付金振込口座登録依頼書 ⑤ 世帯全員の住民票 ※本籍・続柄記載のあるもの ⑥ 帰宅困難地域から避難していることがわかる書類（被災証明書等）
該当者のみ	⑦ 保証人が世帯構成員以外の場合は、その方の住民票。

（裏面に続きます）

イ 経済的に修学が困難な状況を証する書類

	必要書類
全員共通	① 親権者（貸付にかかる生徒が成人を迎えている場合には、生計維持者）の、市町村発行令和8年度（令和7年分）課税証明書。 ② 児童扶養手当を受給している場合は「児童扶養手当証」の写し。 ③ 上記以外に収入がある場合は、その収入が判る書類。

7 償還について

- 償還は口座振替によって行います。償還方法は、「年賦」、「半年賦」、「月賦」と「月賦＋半年賦」の併用があり、「償還明細書」提出時に選択することになります。
- 口座振替には振替手数料がかかります。償還者本人の負担となります。
 七十七銀行の口座利用の場合・・・1回あたり52円（消費税込み）
 七十七銀行以外の口座利用の場合・・・1回あたり165円（消費税込み）

（月賦の償還例）

借入金額	償還年数	償還回数	償還月額	最終回償還額
240,000円	6年	72回	3,333円	3,357円
480,000円	9年	108回	4,444円	4,492円
720,000円	9年	108回	6,666円	6,738円

8 償還猶予及び免除について

- （1） 高等学校等を卒業し、奨学生本人の年収見込みが300万円以下の場合、申請により最大5年まで償還猶予とし、5年経過後も奨学生本人の年収見込みが300万円以下である場合は、申請により償還を免除することができます。
- （2） 高等学校等を中途退学した場合や、高等学校等を卒業し、5年経過するまでに奨学生本人の年収が300万円を超えることとなった場合は全額償還となります。

申込み手続等の詳細は、各学校にお問い合わせください。



宮城県教育委員会